

旭川市におけるこども家庭センターの設置について

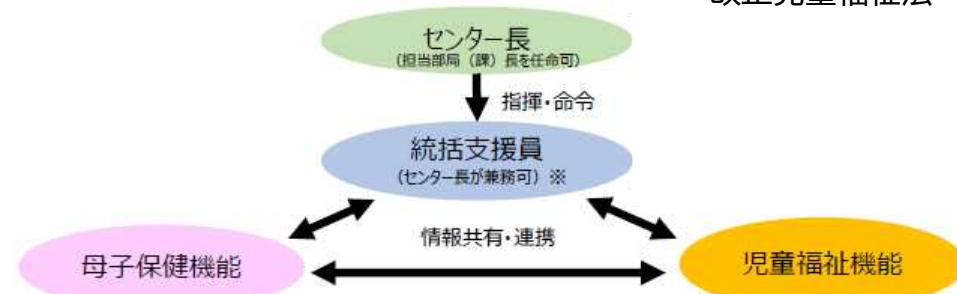
こども家庭センターについて

- 改正児童福祉法により、市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織が見直され、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関「こども家庭センター」の設置が努力義務化。（令和6年4月1日施行）
- こども家庭センターにおける母子保健と児童福祉の業務は、同一の場所で実施することが望ましいとされているが、児童福祉と母子保健の一体的な提供ができる体制が整っている場合は、場所が分離している場合等を含め、「こども家庭センター」を設置したものとすること。

【要件】

- 母子保健機能（旧子育て世代包括支援センター）及び児童福祉機能（旧市区町村子ども家庭総合支援拠点）双方の機能の一体的な運営を行うこと。
- 母子保健機能及び児童福祉機能における双方の業務について、組織全体のマネジメントを行う責任者である、センター長をこども家庭センター1か所あたり1名配置すること。
- 母子保健機能及び児童福祉機能における双方の業務について十分な知識を有し、俯瞰して判断することのできる統括支援員をこども家庭センター1か所あたり1名配置すること。
- 改正後の児童福祉法第10条の2第2項及び母子保健法第22条に規定する業務を行うこと。
- 当該施設の名称は「こども家庭センター」（又はこれに類する自治体独自の統一的名称）を称すること。

改正児童福祉法



旭川市におけるこども家庭センターの設置について

現状の組織機構

【児童福祉担当課（子ども家庭総合支援拠点）】

子育て支援部 子ども総合相談センター（旭川市10条通11丁目）

【母子保健担当課（子育て世代包括支援センター）】

子育て支援部 おやこ応援課（旭川市1条通8丁目 ツルハ旭川中央ビル2階）

新体制の考え方

- おやこ応援課及び子ども総合相談センターをこども家庭センターと位置付ける。
- センター長及び統括支援員については、現在検討中である。

